平成２３年（フ）第１４号
埼玉県所沢市緑町４丁目41番23号　第２グランドマンション101、前住所埼玉県所沢市北有楽町21番16号　パークサイド武蔵野201
債務者　福村恵津子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０号
埼玉県所沢市林３丁目568番地の３　第３佐々木コーポ101、前住所埼玉県所沢市糀谷319番地の９
債務者　志鳥　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目17番地の11　グランドウール東所沢406
債務者　髙本　廣之
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目17番地の11　グランドウール東所沢406
債務者　髙本　一子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７０号
埼玉県比企郡小川町大字笠原190番地
債務者　笠原久美子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０号
埼玉県行田市大字馬見塚831番地
債務者　栗原　謙司
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３１号
埼玉県行田市大字馬見塚831番地
債務者　栗原　正美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居542番地２　不二ハイツ105
債務者　髙井　和子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６２８号
新潟市中央区和合町３丁目３番２号　グランドアバンダンスⅠ202号
債務者　干川　綾乃
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７０号
長野県塩尻市大字広丘高出2133番地２　藤森貸宅Ｄ号
債務者　岩崎　英治
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３９２号
長野県東筑摩郡山形村917番地２
債務者　籠田由美子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２５号
長野県松本市大字神林5681番地
債務者　市場　史子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５３９号
静岡県伊豆市牧之郷1286番地の６
債務者　草野　知也
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
静岡県沼津市沼北町１丁目15番10号　沼北第二101号
債務者　田中　綾子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
静岡県伊豆市青羽根15番地　青羽根団地Ａ６、前住所静岡県伊豆市本立野408番地
債務者　鈴木ひろ子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
静岡県三島市谷田・小山・168番地の１　エトワールＫ―301
債務者　宮﨑　清勝
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
静岡県沼津市志下326番地の１の１の２
債務者　杉山　良久
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係